

給与支払報告書（個人別明細書）の記入例

個人別明細書は、原則、所得税の源泉徴収票と同じ事項を記入しますので、詳細については、右記 QR コードより税務署の「令和 7 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。



8											※種別	※整理番号			※	
支 払 を受ける者 ①	※区分 住 所 神奈川県大和市下鶴間1-1-1										(受給者番号) ⑯ 1234567 (個人番号) マイナンバーを記入 (役職名) 氏名 (フリガナ) ヤマト タロウ 大和 太郎					
	種別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)						所得控除の額の合計額			源泉徴収税額		
	給与・賞与		内 円 13,500,000		内 円 11,400,000						内 円 7,130,000			内 円 27,000		
	(源泉)控除対象 配偶者 ②		配偶者(特別)③ 控除の額		⑥ 控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)						16歳未満 扶養親族 の数 ⑧		障害者の数 (本人を除く。) ⑩		非居住者 である 親族の数	
	の有無等 有 徒有		老人		特 定	老 人	内 人	内 人	その 他	内 人	内 人	特 親	内 人	内 人	内 人	内 人
	1	1	1	1	2	2	5	2	2	1	2					
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額		
内 円 ⑪ 1,140,000				内 円 1,500,000				内 円 ⑫ 120,000				内 円 50,000		内 円 400,000		
(摘要) 大和 花子(同配) ⑪ 1,140,000 (5)の例 前職: ヤマトサービス(株)・大和市下鶴間X-X-X 給与6,750,000 社保850,000 税180,000 退職日 R7.9.30 ⑪ 120,000 (2)の例 1)大和 五郎 (30) 2)大和 六郎 (01) 3)大和 幸子 (01年少) ⑪ 50,000 ⑫ 400,000																
⑫ A	生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	内 円 120,000	旧生命保険料の金額	内 円 80,000	介護医療保険料の金額	内 円 50,000	新個人年金保険料の金額	内 円 35,000							
⑬	住宅借入金等特別控除の額の内訳	1	居住開始年月 日(1回目)	年 月 日 28 10 1	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高 (1回目)	40,000,000								
⑭	住宅借入金等特別控除可能額	内 円 400,000	居住開始年月 日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分 (2回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高 (2回目)									
⑮	(フリガナ) 控除対象 配偶者	区分				配偶者の合計所得 ⑯	内 円 国民年金保険料等の金額	内 円 旧長期損害保険料の金額	内 円 150,000							
⑯	氏名	区分					内 円 基礎控除の額	内 円 所得金額調整控除額								
⑰	個人番号	マイナンバーを記入														
⑱	1 (フリガナ) 氏名	ヤマト イチロウ 大和 一郎				区分	1 (フリガナ) 氏名	ヤマト ハルコ 大和 春子				区分	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号			
⑲	個人番号	マイナンバーを記入					1 (フリガナ) 氏名	マイナンバーを記入								
⑳	2 (フリガナ) 氏名	ヤマト ジロウ 大和 次郎				区分 02	2 (フリガナ) 氏名	ヤマト ナツコ 大和 夏子				区分	1)のマイナンバー 2)のマイナンバー			
㉑	個人番号	マイナンバーを記入					2 (フリガナ) 氏名	マイナンバーを記入								
㉒	3 (フリガナ) 氏名	ヤマト サブロウ 大和 三郎				区分	3 (フリガナ) 氏名	ヤマト アキコ 大和 秋子				区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号			
㉓	個人番号	マイナンバーを記入					3 (フリガナ) 氏名	マイナンバーを記入								
㉔	4 (フリガナ) 氏名	ヤマト シロウ 大和 四郎				区分 10	4 (フリガナ) 氏名	ヤマト フユコ 大和 冬子				区分	3)のマイナンバー			
㉕	個人番号	マイナンバーを記入					4 (フリガナ) 氏名	マイナンバーを記入								
㉖	未成年者	外 国 人	死 亡 退 職 者	災 害 横	乙	本人が障害者 特 別	寡 婦 そ の 他	ひとり親	勤 劳 学 生	中途就・退職	① 受給者生年月日					
						14	14			就職 退職 年 月 日	元 号 年 月 日					
										○ 7 10 1	昭和 51 12 31					
㉗	支 払 者	個人番号又は 法人番号		法人番号を記入						(右詰で記載してください。)						
	住所(居所) 又は所在地	神奈川県大和市下鶴間X-X-X														
	氏名又は名称	ヤマトン株式会社 (電話) 046-260-XXXX														

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

※別紙の確認・記載すべき事項を参照し、各項目漏れのないよう記載してください。

番号	項目	確認・記載すべき事項
①	支払いを受ける者	令和7年中に給与の支払いを受けた者（パート、アルバイト、事業専従者を含む）の令和8年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所、氏名、フリガナ、マイナンバー、生年月日をすべて漏れなく記載してください。
②	(源泉)控除対象配偶者の有無等	<p>年末調整をした場合で、「有」欄に○印を付けているときは、次の3点を確認してください。</p> <p>(1) 配偶者（特別）控除の額欄に、「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額を記載していること。</p> <p>(2) (源泉・特別) 控除対象配偶者欄に配偶者の氏名、フリガナ、マイナンバーをすべて記載していること。</p> <p>(3) 配偶者の合計所得金額欄を記載していること。（合計所得金額が0円の場合は記載省略でもかまいません。）</p> <p>※配偶者特別控除を適用している場合は○印は付けません。</p>
③	配偶者(特別)控除の額	<p>ここに控除額を記載しているときは、次の3点を確認してください。</p> <p>(1) 配偶者控除を適用している場合は（源泉）控除対象配偶者の有無等欄に○印があり、配偶者特別控除を適用している場合は○印がないこと。</p> <p>(2) (源泉・特別) 控除対象配偶者欄に配偶者の氏名、フリガナ、マイナンバーをすべて記載していること。</p> <p>(3) 配偶者の合計所得金額欄を記載していること。（合計所得金額が0円の場合は記載省略でもかまいません。）</p>
④	(源泉・特別)控除対象配偶者	<p>（源泉）控除対象配偶者の有無等欄に○印を付けている場合又は配偶者（特別）控除の額欄に控除額を記載している場合は、該当する配偶者の氏名、フリガナ、マイナンバーをすべて記載していることを確認してください。</p> <p>また、該当する配偶者が非居住者である場合は、区分欄に○印を付けていることを確認してください。</p>
⑤	配偶者の合計所得	<p>配偶者（特別）控除を適用している場合は、該当する配偶者の令和7年分の合計所得金額を記載してください。</p> <p>合計所得金額が0円の場合は記載省略でもかまいません。</p> <p>※配偶者の給与収入や年金収入など収入額を記載するものではありません。</p>
⑥	控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く。)	<p>この欄に人数が記載されているときは、控除対象扶養親族等欄に、該当する扶養親族等の氏名、フリガナ、マイナンバーのすべてを記載していることを確認してください。控除対象扶養親族等が5人以上の場合は、摘要欄に5人目以降の扶養親族等の氏名を記載してください。なお、非居住者である場合は、右の⑦の表の「01」から「04」、特定親族特別控除に該当する場合は、次頁⑪の表に該当する「10」から「91」のいずれかを氏名の後に記載してください。また、16歳未満の場合は、氏名（非居住者である場合は上記の該当する数字）の後に'年少'と記載してください。</p>

番号	項目	確認・記載すべき事項										
(7)	控除対象 扶養親族等	<p>この欄と摘要欄に扶養親族等の氏名等を記載しているときは、記載した人の数と控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く。)が一致していることを確認して下さい。</p> <p>【区分欄について】</p> <p>次の(1)(2)の場合には区分欄に番号を記載してください。</p> <p>(1) 控除対象扶養親族等(配偶者を除く。)が非居住者(国外扶養親族等)である場合</p> <p>年末調整時に一定の要件※に該当していることを確認し、区分欄に以下の番号を記載してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養控除対象親族の区分(非居住者)</th> <th>区分番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満又は70歳以上</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>30歳以上70歳未満、かつ、留学生</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>30歳以上70歳未満、かつ、障害者</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>30歳以上70歳未満、かつ、年38万円以上の送金を受けた</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一定の要件については、右記QRコードより「令和7年分年末調整のしかた」P16~17の国外居住親族の記載を確認してください。</p> <p>(2) 特定親族特別控除の適用を受ける場合</p> <p>区分欄に特定親族各人の特定親族特別控除額に応じた区分番号を記載してください。区分番号は次頁⑪の「特定親族特別控除の額」の控除額表を参照してください。</p>	扶養控除対象親族の区分(非居住者)	区分番号	30歳未満又は70歳以上	01	30歳以上70歳未満、かつ、留学生	02	30歳以上70歳未満、かつ、障害者	03	30歳以上70歳未満、かつ、年38万円以上の送金を受けた	04
扶養控除対象親族の区分(非居住者)	区分番号											
30歳未満又は70歳以上	01											
30歳以上70歳未満、かつ、留学生	02											
30歳以上70歳未満、かつ、障害者	03											
30歳以上70歳未満、かつ、年38万円以上の送金を受けた	04											
(8)	16歳未満 扶養親族 の数	この欄に人数を記載しているときは、16歳未満の扶養親族欄に、該当する扶養親族の氏名、フリガナ、マイナンバーをすべて記載していることを確認してください。16歳未満扶養親族が5人以上の場合は、摘要欄に、5人目以降の氏名と(年少)を(非居住者の場合は氏名と(年少)と(非居住者)を)記載してください。										
(9)	16歳未満の 扶養親族	この欄と摘要欄に16歳未満扶養親族の氏名等を記載しているときは、記載した人の数と⑧の16歳未満扶養親族の数が一致していることを確認してください。										
(10)	障害者の数 (本人を除く。)	<p>この欄に人数を記載しているときは、次のいずれかの欄に、該当する障害者の氏名等を記載していることを確認してください。</p> <p>(1) ④の(源泉・特別)控除対象配偶者欄</p> <p>(2) ⑦の控除対象扶養親族欄</p> <p>(3) ⑨の16歳未満の扶養親族欄</p> <p>(4) ⑯の摘要欄</p> <p>*対象者の方を確認する必要があるため、漏れなく記載してください。</p>										

番号	項目	確認・記載すべき事項																																								
(11)	特定親族特別控除の額	<p>年末調整時に提出を受けた「給与所得者の特定親族特別控除申請書」に基づいて控除した特定親族特別控除額を記載してください。また表の区分番号を⑦区分欄に記載してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族特別控除額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> <th>合計所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>58万円超 85万円以下</td></tr> <tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超 90万円以下</td></tr> <tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超 95万円以下</td></tr> <tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超 100万円以下</td></tr> <tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超 105万円以下</td></tr> <tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超 110万円以下</td></tr> <tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超 115万円以下</td></tr> <tr><td>6万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超 120万円以下</td></tr> <tr><td>3万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超 123万円以下</td></tr> </tbody> </table>	特定親族特別控除額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	63万円	10	11	58万円超 85万円以下	61万円	20	21	85万円超 90万円以下	51万円	30	31	90万円超 95万円以下	41万円	40	41	95万円超 100万円以下	31万円	50	51	100万円超 105万円以下	21万円	60	61	105万円超 110万円以下	11万円	70	71	110万円超 115万円以下	6万円	80	81	115万円超 120万円以下	3万円	90	91	120万円超 123万円以下
特定親族特別控除額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額																																							
63万円	10	11	58万円超 85万円以下																																							
61万円	20	21	85万円超 90万円以下																																							
51万円	30	31	90万円超 95万円以下																																							
41万円	40	41	95万円超 100万円以下																																							
31万円	50	51	100万円超 105万円以下																																							
21万円	60	61	105万円超 110万円以下																																							
11万円	70	71	110万円超 115万円以下																																							
6万円	80	81	115万円超 120万円以下																																							
3万円	90	91	120万円超 123万円以下																																							
(12) (12A)	生命保険料の控除額、生命保険料の金額の内訳	<p>年末調整で生命保険料を適用した場合は、次の2点を確認してください。</p> <p>(1) 生命保険料の控除額が、年末調整時に提出を受けた「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいた控除額になっていること。</p> <p>(2) 生命保険料の金額の内訳欄に記載した各種生命保険料から計算した控除額が、生命保険料の控除額欄に記載した金額と一致していること。</p>																																								
(13)	住宅借入金等特別控除の額の内訳	<p>年末調整時に提出を受けた「給与所得者の（特定増改築）住宅借入金等特別控除申告書」と「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」に基づいて記載してください。なお、市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除に影響しますので、「住宅借入金等特別控除可能額」、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」、「住宅借入金等年末残高」のすべてが正しく記載されていることを確認してください。</p>																																								
(14)	寡婦・ひとり親	<p>年末調整時に提出を受けた「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」で寡婦又はひとり親に該当することが確認できる場合に○印をつけてください。</p>																																								
(15)	所得控除の額の合計額	<p>この欄に記載した金額と、各所得控除の金額を合計した額が一致していることを確認してください。</p>																																								
(16)	受給者番号	<p>・納税義務者、従業員用の税額通知を電子データで受け取ることを希望する場合は、受給者番号を記載していることを確認してください。</p> <p>※希望する場合は、受給者番号欄に使用することができる文字の制約があります。この制約については、e L T A X を運営している地方税共同機構のホームページを確認してください。</p> <p>➤ eLTAX ホームページ内「仕様書・様式集」 ➤ 「特徴税通システム」 ➤ 「特徴税通システム 全体概要」内 P7 参照</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>																																								

番号	項目	確認・記載すべき事項
(17)	摘要	<p>(1) 普通徴収の対象者である場合は、該当する普通徴収切替理由書の符号（普A～普F）を記入してください。</p> <p>(2) 他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整をした場合は、次の事項を記載してください。記載がない場合は、他の支払者から提出された給与支払報告書と合算して税額計算されますので、該当する場合は必ず記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の支払者の名称（氏名）、所在地（住所） ・他の支払者のもとを退職した年月日 ・他の支払者が支払った給与等の金額、その給与等から控除した社会保険料の額、その給与等から徴収された所得税額及び復興所得税の額の合計額 <p>(3) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興所得税を免除した場合は、その免除対象額と該当条項（〇〇国との租税条約〇〇条該当）を記載してください。</p> <p>(4) 退職所得がある配偶者又は扶養親族がいる場合についての記載 配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除、ひとり親控除、寡婦控除、本人以外に係る障害者控除について、所得税では、退職所得があるために、所得要件を満たさない、という一方で、市民税・県民税の所得要件では、退職所得を含まないこととされているため、所得税で適用できない各種控除が市民税・県民税では適用できる場合があります。 該当する場合は、摘要欄にその配偶者又は扶養親族の氏名、氏名の後に（退）、住所、配偶者である旨、又は、扶養親族である旨、又は、障害者である旨、又は、特別障害者である旨、又は、ひとり親である旨、又は、寡婦である旨を記載してください。なお、これは、令和7年分の給与所得者の扶養控除（異動）申告書の住民税に関する事項にある、退職所得等を有する配偶者、扶養親族欄に記載がある場合に、関係するものです。退職所得等を有する配偶者、扶養親族がいない場合や、退職所得を除外した合計所得金額が、配偶者の場合は133万円、扶養親族の場合は58万円を超える場合は、摘要欄への記載は不要となります。</p> <p>(5) お願い事項 同一生計配偶者について 本来、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者に該当する場合は、該当する配偶者の氏名と氏名の後に（同配）と記載していただくのですが、生計を一にする配偶者の確認が必要なため、障害者に該当しない場合であっても記載をお願いします。</p>

※上記の確認・記載すべき事項は、令和7年10月時点の法令等に基づき作成しています。地方税法や関連法令等に改正があった場合、改正後のものが適用されます。